

保護者様

さんに、出席停止を指示いたします。

(学校保健安全法に基づく)

※診断書は必要ありませんが

登校前に、必ず医師の許可を受けてください。

※この用紙は、保護者の方が記入してください。

お子さんが完治し登校される日に、必ず担任へご提出ください。

茨木市立山手台小学校 学校長

キリトリ-----

登校許可届け

年 組 氏名

病名

上記の疾患で、 月 日～ 月 日まで安静加療中でしたが

() 医院・病院で診断を受け、登校許可がでましたので

月 日より登校します。

年 月 日

保護者名

学校において予防すべき感染症と出席停止基準について(学校保健安全法)

分類	病名	出席停止の基準
第1種	※下記	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 結膜炎菌性結膜炎	発症後5日、かつ、解熱後2日（幼児3日）が経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他 の 感 染 症	溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 マイコプラズマ感染症 アデノウイルス感染症 感染性胃腸炎＝流行性嘔吐 下痢症（ノロウイルス、ロタウイルス等による） 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ アタマジラミ 伝染性軟屬腫（水いぼ） 伝染性膿痂瘡（とびひ）	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 A型・E型—肝機能正常化後登校可能　B型・C型—出席停止不要 急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能 (主要症状が消失した後2日を経過するまでをめやすとするが、医師の判断に準じる) 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能 発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒後は全身状態が改善すれば登校可 発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可 発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒後は全身状態が改善すれば登校可 出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用はさける） 出席可能（多発発疹者はプールでのビート板の共用は避ける） 出席可能（プール、入浴は避ける）

※第1種学校感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
ジフテリア、重症性呼吸器症候群（S A R S）急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ